

合成清酒、果実酒、甘味果実酒、発泡酒 及びその他の雑酒の手持品課税について

本年 5 月 1 日に「合成清酒、果実酒、甘味果実酒、発泡酒及びその他の雑酒」に係る酒税の税率が改正されます。

これに伴い、本年 5 月 1 日午前零時現在において、これらの酒類を合計で 800 リットル以上所持する酒類業者（酒類の製造者、販売業者及び料飲店等営業者をいいます。）を対象として、酒税の手持品課税が実施されます。

本書は、手持品課税の概要についてまとめたものです。本書を活用し、手持品課税に係る手続等を理解いただくとともに、適正な申告及び納税をお願いします。

《 目 次 》	(頁)
1 手持品課税とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 手持品課税対象酒類・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3 手持品課税の納税義務者・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4 酒類受払簿の記帳・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5 申告・納税・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6 手持品課税が行われた酒類の証明・・・・・・・・	4
7 調査に対するご協力をお願い・・・・・・・・	4
(参考 1) 手持品課税の概要図・・・・・・・・	5
(参考 2) 増税に係る税率(主なもの)・・・・・・・・	6

1 手持品課税とは

手持品課税とは、酒税の税率改正（増税）が行われたときに、その対象となる酒類を一定数量以上所持している酒類業者が、旧税率と新税率との差額分（増税分）を、申告・納税する制度をいいます。（「手持品課税の概要図」（P5）を参照ください。）

2 手持品課税対象酒類

手持品課税の対象となる酒類は、以下の酒類です。

- (1) 合成清酒（注1）
- (2) 果実酒
- (3) 甘味果実酒
- (4) 発泡酒（注2）
- (5) その他の雑酒（注3）

	手持品課税の対象となるもの	対象とならないもの
注1	右以外の合成清酒	次のいずれかに該当する合成清酒 商品ラベルに「合成清酒（措置法）」と表示されているもの アルコール分が16度以上のもの アルコール分が16度未満のもの うちエキス分が5度未満のもの
注2	麦芽使用比率が50%未満のもの	麦芽使用比率が50%以上のもの
注3	その性状がみりんに類似しないもの （みりんに類似しないものの商品ラベルには、「その他の雑酒」等と表示されています。）	その性状がみりんに類似するもの （みりんに類似するものの商品ラベルには、「みりん類似」、「みりん類似・措置法」又は「その他の雑酒」と表示されています。）

3 手持品課税の納税義務者

手持品課税の納税義務者は、平成15年5月1日午前零時（以下「指定時」といいます。）において、手持品課税対象酒類を800リットル以上所持する酒類業者で

す。

なお、所持数量が 800 リットル以上か否かの判定は、次により行います。

(1) 手持品課税の対象となる「合成清酒」、「果実酒」、「甘味果実酒」、「発泡酒」及び「その他の雑酒」のそれぞれの所持数量が 800 リットルに満たない場合であっても、それらを合計して 800 リットル以上となる場合には、納税義務者となります。

(2) 酒類業者が 2 以上の貯蔵場所（指定時において手持品課税対象酒類を所持する場所をいい、倉庫、居宅等を含みます。）を有する場合には、すべての貯蔵場所において所持する手持品課税対象酒類の数量を合計して判定します。

例えば、酒類小売業者が料飲店を兼業している場合には、酒類販売場において所持する数量と料飲店において所持する数量とを合計して判定します。

(3) 貯蔵場所ごとの手持品課税対象酒類の所持数量は、貯蔵場所において現に所持する数量によります。ただし、他人の所有に係るもの又は自家用として使用中のもの（個人的消費用、展示品見本用等）については、これらの事実が帳簿等により明らかであり、かつ、その他の手持品課税対象酒類と区分して保管している場合には、所持数量から除きます。

なお、これとは逆に、指定時において他人に預けているものは、自己の所持数量に含まれます。

(4) 指定時において輸送途中にある手持品課税対象酒類については、その到着先の酒類業者の貯蔵場所の所持数量に含めます。

4 酒類受払簿の記帳

指定時において、手持品課税対象酒類を 800 リットル以上所持することになると見込まれる酒類業者は、次による記帳等を行う必要があります。

（注）指定時において、手持品課税対象酒類の所持数量が 800 リットルに満たなかった場合には、平成 15 年 5 月 1 日以降の毎日記帳等は必要ありません。

(1) 平成 15 年 4 月 26 日午前零時及び指定時における手持品課税対象酒類の所持数量について、貯蔵場所ごとに現物を確認し、その事績を酒類受払簿に記帳する必要があります。

(2) 手持品課税対象酒類について、平成 15 年 4 月 26 日(土)から平成 15 年 5 月 9 日(金)までの間、種類又は品目別、アルコール度数別及び容器の容量別に次の事項を毎日記帳する必要があります。

- イ 受け入れた酒類の受入年月日、数量、仕入先の住所及び氏名又は名称
- ロ 払い出した(販売した)酒類の払出年月日及び数量

(3) 販売先ごとの取引が、次の数量相当以上であるときは、(2)の事項に加えて、その販売先の氏名又は名称及び販売先ごとの販売数量を記帳する必要があります。ただし、その取引内容が、会計帳簿又は伝票等において明らかな場合には、改めて記帳する必要はありません。

- イ 合成清酒については、1,800 ミリリットル容器詰品 30 本
- ロ 果実酒、甘味果実酒及びその他の雑酒については、750 ミリリットル容器詰品 各 4 ダース
- ハ 発泡酒については、350 ミリリットル容器詰品 10 ケース(24 本入)

5 申告・納税

(1) 申告

手持品課税の納税義務者は、その貯蔵場所ごとに「平成 15 年 5 月 1 日現在の手持品課税対象酒類の酒税納税申告書」、「税額算出表」及び「手持品課税対象酒類の明細書」(以下、これらを総称して「申告書」といいます。)を、平成 15 年 6 月 2 日(月)までに、各貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

- (注) 1 同一税務署管内に複数の貯蔵場所がある場合は、それらについて一括して申告することができます。
- 2 期限後申告書や修正申告書を提出することとなった場合には、加算税が課されることがあります。
- 3 申告書の提出を怠ったり、不正な行為により手持品課税に係る酒税を免れ又は免れようとした場合は、罰則が適用され、免許が取り消されることがあります。

申告書の記載に当たっては、別冊「平成 15 年 5 月 1 日現在の手持品課税対象酒類の酒税納税申告書の記載要領」をご覧ください。

(2) 納税

手持品課税に係る酒税は、平成 15 年 10 月 31 日（金）までに納税しなければなりません。

申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知書等によるお知らせはいたしませんので、納期限までに金融機関（銀行・郵便局）又は所轄の税務署の納税窓口で納付してください。

上記の期限までに納付がない場合は、延滞税が課される場合がありますので、ご注意ください。

納付についてご不明な点等がございましたら、税務署の管理・徴収部門にお問い合わせください。

（注）手持品課税に係る酒税額は、申告書を提出した日の属する事業年度（年分）の損金（必要経費）となります。

6 手持品課税が行われた酒類の証明

酒類製造者が、手持品課税が行われた酒類について酒税の控除を受けようとする場合には、その酒類に手持品課税が行われたことの税務署長の証明（以下「証明」といいます。）が必要となります。このため、酒類業者が手持品課税済の酒類を取引先へ返品しようとする場合には、あらかじめ証明を受けるようにしてください。

なお、証明を受けようとする際に、その酒類に手持品課税が行われたことが分かるよう、銘柄等を確認させていただくことがあります。

（注）証明に必要な用紙は、税務署に備えてあります。

7 調査に対するご協力をお願い

手持品課税について、税務署の職員が調査（手持品課税対象酒類の所持数量の確認等）に伺うことがありますので、ご協力をお願いします。

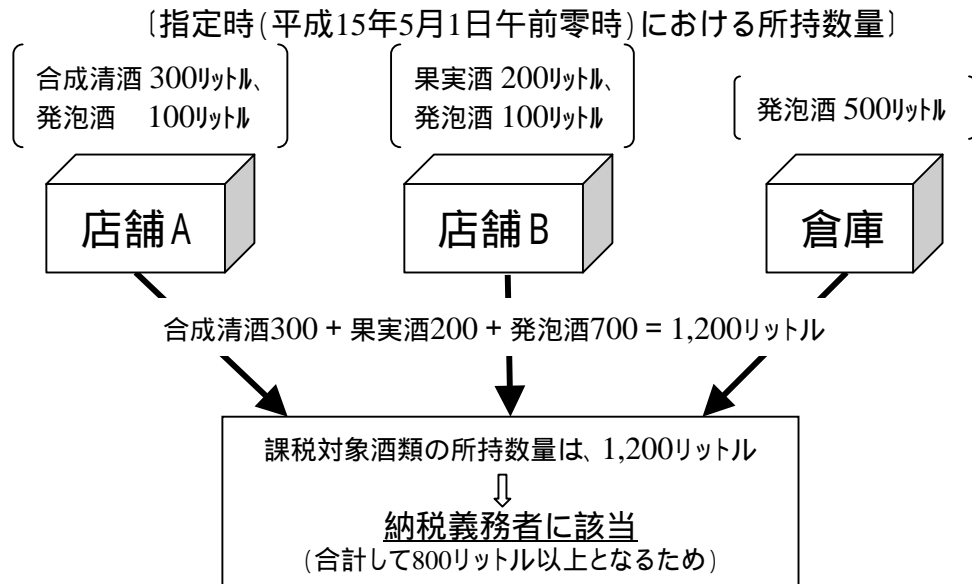
手持品課税に関し、ご不明な点等がございましたら、税務署の酒税担当部門にお問い合わせください。

また、申告書の記載要領及び用紙等は、国税庁ホームページに掲載していますのでご活用ください。

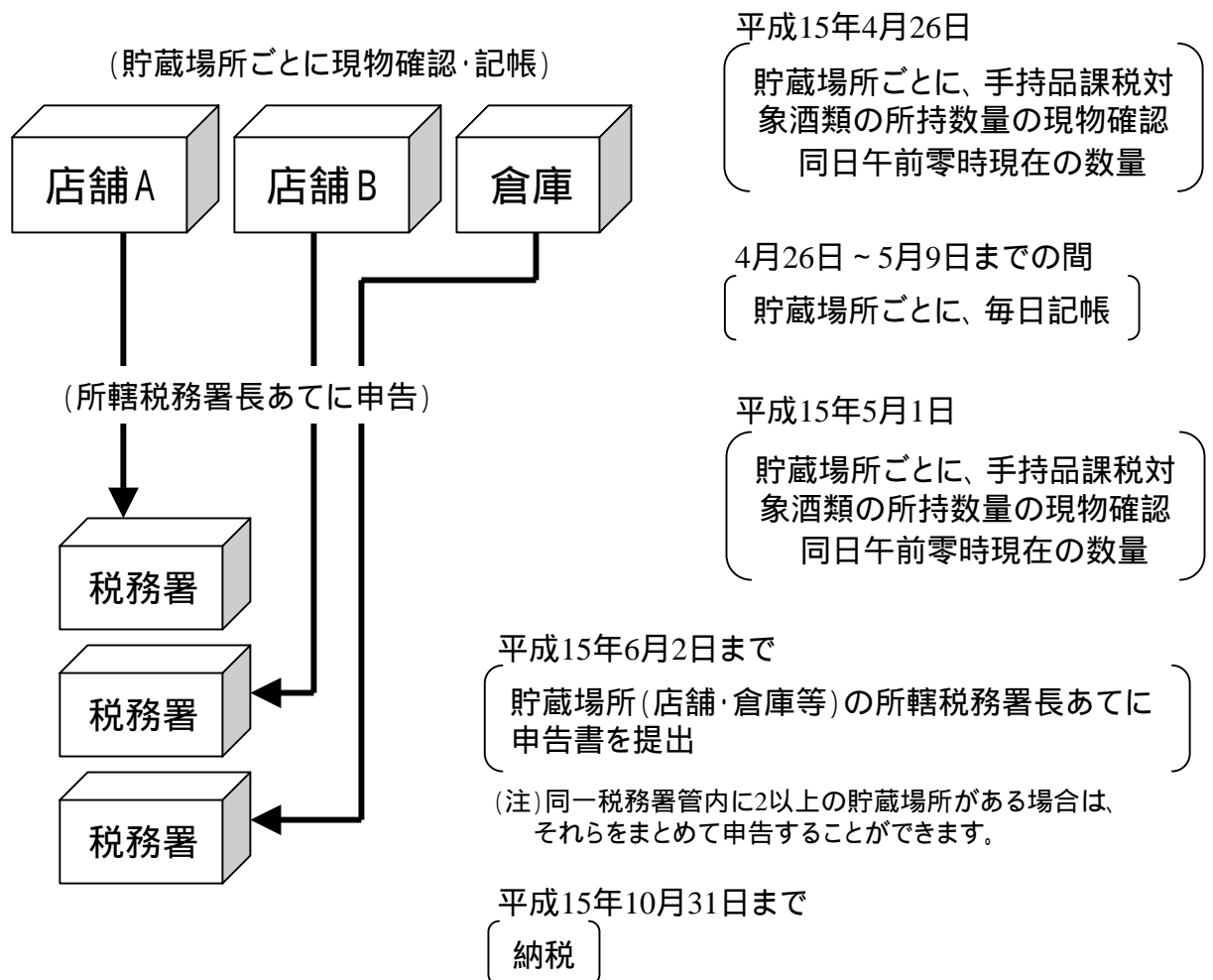
(参考1)

手持品課税の概要図

1 納税義務者に該当するか否かの判定



2 納税までの流れ図



(参考2)

増税に係る税率(主なもの)

区 分		税率(1kl当たり)			1本当たりの増税額		
		改正後	改正前	増加額	容量	増加額	
合 成 清 酒	アルコール分が 12度以上13度未満	円 75,679	円 63,430	円 12,249	ml 1,800	円 22.05	
	13度以上14度未満	81,986	68,720	13,266	1,800	23.88	
	14度以上15度未満	88,293	74,010	14,283	1,800	25.71	
	15度以上16度未満	94,600	79,300	15,300	1,800	27.54	
果 実 酒	13度未満で、 発泡性がある もの	8度以下	46,976	37,664	9,312	750	6.98
		10度	58,720	47,080	11,640	750	8.73
	そ の 他 (アルコール分を問わない)	70,472	56,500	13,972	750	10.48	
甘 味 果 実 酒	13度未満で、 発泡性がある もの	8度以下	69,144	65,728	3,416	750	2.56
		10度	86,430	82,160	4,270	750	3.20
	そ の 他	13度未満	103,722	98,600	5,122	750	3.84
		13度	112,366	106,820	5,546	750	4.16
		14度	121,010	115,040	5,970	750	4.48
発 泡 酒	麦芽使用率が25%未満 (アルコール分を問わない)	134,250	105,000	29,250	350	10.24	
	麦芽使用率が25%以上 50%未満 (アルコール分を問わない)	178,125	152,700	25,425	350	8.90	
そ の 他 の 雑 酒	13度未満で、 発泡性がある もの	8度以下	69,144	65,728	3,416	720	2.46
		10度	86,430	82,160	4,270	720	3.07
	そ の 他	13度未満	103,722	98,600	5,122	720	3.69
		13度	112,366	106,820	5,546	720	3.99
		14度	121,010	115,040	5,970	720	4.30